

# 長期優良住宅法の改正により、令和 4 年 2 月 20 日から、大仙市における長期優良住宅の認定手続きが変わります

○令和 4 年 2 月 20 日から、長期優良住宅の認定申請に「適合証」が使えなくなります。

令和 4 年 2 月 20 日以降は適合証に代わり、「確認書」若しくは「住宅性能評価書」又はこれらの写しの添付による申請に変更されます。登録住宅性能評価機関より発行される適合証を添付する場合、**令和 4 年 2 月 18 日(金)**までに申請して頂くか、大仙市建築住宅課建築指導班までお問い合わせください。

○長期優良住宅の認定申請手数料が変わります。

・認定に係る審査項目の変更に伴い、手数料が改定されます。

【計画の認定申請手数料(長期優良住宅法第 5 条関係)】**令和 4 年 2 月 20 日以降適用**

		新 築			増 改 築		
改 正 前		通常の場合	適合証を添付 する場合	住宅性能評価 書を添付する 場合	通常の場合	適合証を添付 する場合	
		一戸建て住宅	45,000円	17,000円	20,000円	68,000円	29,000円
共 同 住 宅	5戸以下	102,000円	31,000円	57,000円	153,000円	52,000円	
	6戸以上	163,000円	48,000円	90,000円	242,000円	80,000円	
改 正 後		通常の場合	確認書又は住宅性能評価書を 添付する場合		通常の場合	確認書を添付 する場合	
		49,000円	15,000円		73,000円	21,000円	
	共 同 住 宅	5戸以下	113,000円	25,000円		168,000円	37,000円
		6戸以上	180,000円	40,000円		268,000円	59,000円

※ 変更認定の場合は、上表の額の2分の1の額

※譲受人が決定した場合又は管理者等が選任された場合や、地位の承継をする場合の手数料に変更はありません。

○令和 4 年 2 月 20 日から、「災害配慮基準」が追加されます。

災害の危険性が特に高いエリアに建つ住宅は認定対象から除外されます。

**土砂災害特別警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域**は原則認定できません。

○住棟認定の導入

区分所有の共同住宅等(分譲マンション等)は、住戸単位の申請から住棟単位の申請に変わります。

法改正の詳細は、国土交通省のホームページをご確認ください。

[https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000006.html](https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html)

お問い合わせ先：大仙市建設部建築住宅課建築指導班

TEL：0187-88-8822 FAX：0187-62-4600 E-mail：kenju@city.daisen.lg.jp